

沖縄県内部統制実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、県における事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するとともに、その取組に係る知事の意識を全庁的に共有することを目的として、必要な事項を定めるものである。

(本部)

第2条 前条の目的を遂行するため、沖縄県内部統制推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 内部統制に関する方針（以下「方針」という。）に関すること。
- (2) 内部統制に関する体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内部統制に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、次の者をもって充てる。

- (1) 政策調整監
- (2) 知事公室、各部、出納事務局及び労働委員会事務局（以下「各部等」という。）の長

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、総務部を担当する副知事を第1順位とする。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第7条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項等について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、総務統括監をもって充てる。幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、行政管理課長がその職務を代理する。
- 5 幹事は、知事公室秘書課長、各部主管課長、出納事務局会計課長、労働委員会事務局調整審査課長及び行政管理課長をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が開催する。

(関係者の出席)

第8条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議に他の関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の事務局は、総務部行政管理課に置く。

(推進部局)

第10条 内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進していくため、内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を総務部行政管理課に置く。

2 推進部局の役割は、次のとおりとする。

- (1) 方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進すること。
- (2) 方針及び体制の整備の見直しに関すること。
- (3) 内部統制に不備がある場合、各部等及び全庁的に共通する業務を所管する課（以下「共通業務所管課」という。）に対し、対応を求めること。

3 推進部局は、内部統制を推進するに当たって、必要に応じて関係する職員を招集し、調整会議を開催することができる。

(評価部局)

第11条 内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行う立場として、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を総務部行政管理課に置く。ただし、前条の推進部局と職務を重複させないものとする。

2 評価部局の役割は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制の整備及び運用状況について日常的モニタリング及び独立的評価（以下「評価等」という。）を行うこと。
- (2) 内部統制評価報告書を作成すること。
- (3) 評価等において内部統制に不備がある場合、各部等、共通業務所管課又は推進部局に対し、対応を求めること。

3 評価部局は、評価等を行うに当たって、共通業務所管課に対し、評価の基礎となる意見の提出を求めることができる。

(各部等)

第12条 各部等の長の役割は、次のとおりとする。また、各部等の主管課長はこれを補佐することとする。

- (1) 方針に基づき、各部等内における内部統制体制の整備及び運用を推進するとともに、本庁機関及び出先機関（以下「各課等」という。）の長に対し、事務の適正な執行について指示すること。
- (2) 各部等内において内部統制の不備が生じた場合、適時、評価部局へ報告するとと

もに、適切な対応を行うこと。

(3) 各課等における内部統制の自己評価を受けて、部等内の評価を行うこと。

(各課等)

第13条 各課等の長の役割は、次のとおりとする。

- (1) 方針に基づき、職員に対し、事務の適正な執行について具体的な取組を指示するとともに、取組の見直し及び改善を図ること。
- (2) 各課等内において内部統制の不備が生じた場合、適時、各部等の長へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。
- (3) 各課等内における内部統制について自己評価を行うこと。

(職員)

第14条 全ての職員は、方針を遵守し、事務の適正な執行の確保に努めること。

2 職員は、内部統制の不備が生じた場合、適時、各課等の長に報告するとともに、適切な対応を行うこと。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。